

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団運営協議会の運営に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団（以下「この法人」という。）定款第23条の規定に基づき設置する運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関する必要な事項を定め、もって協議会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 決算報告及び事業実績報告に関すること。
- (2) 予算及び事業計画に関すること。
- (3) 地域社会の貢献に関すること。
- (4) 前各号に掲げるものの他、協議会がこの法人の公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項に関すること。

（委員の選任等）

第3条 協議会は、定款第25条に規定する協議会委員（以下「委員」という。）で構成する。

- 2 理事長は、理事会において選任された委員に対し委嘱状を交付するものとする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 協議会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、この協議会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（招集）

第6条 協議会

の会議の招集は、必要に応じて理事長が招集する。

（招集通知）

第7条 協議会の招集通知は、会議の開催日の1週間前までに、各委員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面を発しな

ればならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(会議)

第8条 協議会の議長は、委員長とする。

- 2 委員長が必要と認める時は、運営協議会に委員以外の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 3 委員長は、協議にあたり公正・中立の確保のため必要と判断するときは、会議に諮って、特定の案件について利害関係のある委員である場合、その委員を当該案件の審議にかかる会議から除くものとする。
- 4 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開催し、議決することができない。

(議事録)

第9条 協議会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び会議に出席した委員のうちから選出された議事録署名人2名が署名又は記名押印する。

- 2 委員会の議事録は、次の事項を内容とするものでなければならない。
 - (1) 協議会が開催された日時及び場所
 - (2) 協議会の議事の経過の要領及び結果
 - (3) 協議会に出席した委員の氏名
 - (4) 協議会の議長の氏名
- 3 前項の議事録は、会議の日から10年間この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(委員の報酬等)

第10条 委員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

- 2 委員の報酬額は、理事会の決議を経て理事長が定める。
- 3 委員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、理事会の決議を経て理事長が定める。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附則

この規則は、平成29年4月1日より施行する。